

## 就労証明書に関するよくあるQ&A

**Q 1** 就労証明書に代表者印等の押印は必要か？

A 1 内閣府からの保育所等入所に係る申請に関して押印を求めない旨の要請に基づき、令和4年度入所申請から押印不要とさせていただきます。

**Q 2** 代表者名は誰の氏名を記入すればいいか？

A 2 証明書の内容に責任を持つ者になるため、会社の代表や事業所の所長など事業者として意思決定できる者を想定しております。

**Q 3** No.1「業種」がわからないのだが、どれを選択すればよいのか？

A 3 最も近い業種を選択してください。万が一、異なる業種を選択したとしても特段問題ございません。

**Q 4** テレワークで在宅勤務をしている従業員のNo.4「本人就労先事業所」はどこになるか？

A 4 月に1日でも会社に出勤する場合は、出勤先をご記入ください。1日も出勤しない場合は、自宅等のテレワーク時に本人が主に存在する場所をご記入ください。

**Q 5** No.5「雇用の形態」は、どれを選択すればよいのか？

A 5 雇用契約等に基づいて選択してください。家族経営の個人事業主の場合、雇用保険に加入していない親族は、自営業専従者か家族従事者を選択してください。

**Q 6** No.6「就労時間」について、7時から19時までの範囲で1日9時間勤務（休憩1時間含む）を自由に選択できる変則勤務の場合どのように記入すればよいのか？

A 6 就労時間（変則就労の場合）の記入欄に月間の合計勤務時間を記入してください。また、コアとなる勤務時間（例えば、働く時間帯として9時から18時までが最も多い場合はこの時間帯）をご記入ください。

**Q 7** No.7「直近の就労実績」について、先月の病気等の影響で就労時間が減っているのだが、どのように記入すればよいのか？

A 7 実際の就労時間を記入していただき、裏面の備考欄に、新型コロナウイルス感染症の影響で就労時間が減っている旨をご記入ください。

**Q 8** No.7「直近の就労実績」について、有給休暇は労働時間に含めるとなっているが、どのように記入すればよいのか？

A 8 有給休暇（時間給を含む）を取得した場合、雇用契約・就労規則上の就労時間労働（休憩時間を含む）を行ったものとしてご記入ください。

**Q 9 直近の3か月の対象月の祝日が多く、その月の就労実績がNo.6の就労時間を下回っているのだが、問題にはならないのか？**

A 9 就労実績は入園後の保育園の利用時間等を判断する資料とさせていただきます。新型コロナウイルスの影響による勤務日数の減少等、やむを得ない理由があり、直近の就労実績が就労時間を下回ったとしても問題ありませんが、その場合は、備考欄等に理由をご記入ください。

ただし、就労実績が就労時間と比較して著しく短い労働時間しかなく、備考欄等に記入がない場合、証明書の正当性が判断できないため、最悪、申請が無効になるなどの可能性がございます。

**Q 10 No.9「育児休業の取得」について、保育園に入所できたら復職する予定であるが、その場合はどのように記入すればよいのか？**

A 10 保育園に入所できた月末までに復職が可能であることを確認しているため、取得予定として、入所希望日の1日までの期間でご記入ください。保育園入所後、育児休業を満了後に育児休業取得済みの就労証明書の再度提出していただく必要がありますので、育児休業満了日をご記入ください。

**Q 11 従業員が就労証明書を勝手に作成(または、勝手に加筆)していることが発覚したのだが、どうすればよいのか？**

A 11 保育園利用申請者が不正に証明書を作成した場合、利用調整結果は無効(在園者は退園)になります。また、有印私文書偽造罪といった刑法上の罪に問われることがございます。事実であるならば、速やかに本市にご連絡ください。

**Q 12 従業員から保育園に入所しやすくするため、実際よりも長い就労時間を記入するように指示があったが、応じてしまって問題はないのか？**

A 12 証明書の内容が虚偽であることが発覚した場合、利用調整結果は無効(在園者は退所)となります。また、不正な書類をもって保育園の利用した場合、詐欺罪等の刑法上の罪に問われることがございます。この場合、会社についても詐欺を補助したとして刑法上の罪に問われる可能性がございます。

本来入所すべき方が入所できなくなる等、適正な保育運営にも支障をきたしますので、決して応じないようにしてください。